

給食における食物アレルギー調査について

開進第三中学校へ入学予定の生徒の保護者様

練馬区教育委員会
練馬区立開進第三中学校
校長 岩尾 幸市

近年、児童・生徒を取り巻く生活環境の変化に伴い、アレルギー疾患がある児童・生徒が増加しております。生命に関わる重度の症状を誘発する例も増えつつあり、練馬区教育委員会としても、裏面のとおりアレルギー対応の基本的な考え方を定めております。

これに基づき、学校ではアレルギー疾患について更に認識を深め、生徒が中学校においても安全で安心な学校生活を送れるよう、給食における食物アレルギー調査を実施いたします。

別紙「給食における食物アレルギー調査」にご回答いただき、開進第三中学校へご提出ください。

アレルギー疾患があるお子様で、学校管理下で対応が必要な場合は、後日「学校生活管理指導表※」（別紙参照）をご提出いただきます。その後は下記の流れに沿って対応してまいりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

提出時期と提出場所：練馬区立開進第三中学校の入学説明会
(入学説明会に来られない方は、2月28日(水)までに開進第三中学校へご持参ください。)

学校管理下でのアレルギー対応の流れ

①問診票調査

- 今回の調査です。
- アレルギー疾患が無い場合や、アレルギー疾患があっても学校管理下での対応が不要な場合は①で終了です。

②学校生活管理指導表※(別紙参照)の提出

- 食物アレルギーの場合は、他の書類も必要となります。(後日書式をお渡しします。)

③個別面談の実施

- 学校生活管理指導表が提出され次第、面談の日程を連絡いたします。

④学校管理下でのアレルギー対応の開始

- ご提出いただいた書類や、面談の内容を受けて、学校管理下での対応を決定し、実施いたします。

食物アレルギーの対応にあたっては、アレルギーの重症度、除去品目、学校の設備等の状況によって希望通りの対応ができないこともあります。

1 アレルギー疾患の把握・対応

アレルギー対応にあたっては、アレルギー疾患がある児童・生徒の情報を漏らさないために、毎年「給食における食物アレルギー調査」「保健調査票（給食以外のアレルギー疾患など）」を全保護者に配付し、アレルギー疾患の状況を把握します。

※「保健調査票」は入学後に配布します。

2 学校生活管理指導表（下記※参照）

学校管理下で責任を持った対応をするため、保護者や児童・生徒の判断や希望に基づくアレルギー疾患の申出ではなく、必ず医師からアレルギーであることの確定診断を受け、アレルギー原因物質を特定してもらう必要があります。

そのため、学校におけるアレルギー疾患の対応は、原則として医師の診断と指示による「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」（※印参照。以下、「学校生活管理指導表」という。）の提出をもって行います。

3 食物アレルギーの対応

食物アレルギーの対応は、調理室の現状や児童・生徒の実態(重症度や原因食材の数、対応人数等)に応じて安全に提供ができる範囲内で行います。ただし、作業工程や施設の対応能力を超える場合、また除去が困難な場合などは弁当持参によることとします。

※ 学校生活管理指導表とは

医師の診断書に代わるものであり、今回の調査において、学校管理下で対応が必要と回答された場合に、後日書式をお渡しします。

学校生活管理指導表は、アレルギー疾患について、児童・生徒、保護者、教職員が共通の正しい認識に立って取り組んでいくために必要ですので、主治医に記載をしてもらってください。提出がされない場合、学校管理下において対応を行うことができません。

また、毎年度配慮が必要な児童・生徒には学校生活管理指導表も毎年度提出していただくよう、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（財団法人日本学校保健会作成、文部科学省監修）」において定められています。

なお、医療機関において、文書料（診断書料）が保護者負担となりますので、あらかじめご了承ください。